

東大和市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

東大和市職員の分限に関する条例（昭和39年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「1年以内」の次に「（直前の休職の処分がこの項の規定による休職の処分である場合については、2年以内）」を、「の疾病」の次に「（病名が異なる場合において、その疾病が精神疾患であるとき又はその疾病の原因や症状に相当の因果関係や関連性があるときは同一の疾病とみなす。）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に新たに受ける東大和市職員の分限に関する条例第3条第1項の規定による休職の処分から適用し、改正前の第3条第2項を適用したならば同日前に受けた休職処分と休職の期間が通算されることとなる場合の休職の処分については、なお従前の例による。